

1996年3月15日

バイオ食品上陸

厚生省

除草剤にも 安全評価審査諮問 枯れない大豆

厚生省は十五日、遺伝子組み換え技術を応用した欧米産のバイオ農作物に対す

る安全性評価審査を食品衛生調査会に諮問した。審査対象は遺伝子組み換え技術

で人為的に改良を加えた「除草剤にも枯れない大豆」や「害虫に強いシ

ヤガイモやトウモロコシ」の野菜四種七品目。国民が直接食べるバイオ農作物に

ついて国内では初の個別審査がスタートすることになり、安全性が認められれば来年早々にも輸入され、市場に出回る。「バイオ食品」という表示義務はなく、消費者の反発も予想される。

バイオ農作物とは、遺伝子に人為的に手を加え、遺伝子組み換え技術の応用で作物の細胞に有用な性質を持つ遺伝子を組み込み、品

種改良をしたもの。

今回の審査対象はすべて海外の開発品。米国、カナダ、ベルギーの三国の農薬会社や医薬品会社が開発し、国内の子会社を通じて申請した。厚生省によると、いずれも米食品医薬品局(FDA)で二年ほど前から承認され、一部は市販されているという。

遺伝子組み換え技術の応用としては、国内では一昨

年、子牛の胃の中にある酵素「キモシン」の遺伝子を培養してチーズを製造することが認められたが、これは製造過程での技術応用で組み換えたものが直接、口に入ることはなかった。今回の申請は、いずれも組み換え技術を使った作物そのものが食品となるだけに、さまざまな影響の可能性を含めて安全性の評価が行われる。